

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)



発行 東京都

目次

告示

公告

告示

- 内) 二 土壤汚染対策法施行規則 (平成十四年環境省令第二十九号) 第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 六価クロム化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………
 ……(環境局環境改善部化学物質対策課)…一

○開発行為に関する工事完了……………
 ……(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)…二
 ○大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要(二一
 件)……………(産業労働局商工部地域産業振興課)…二

●東京都告示第七百十八号

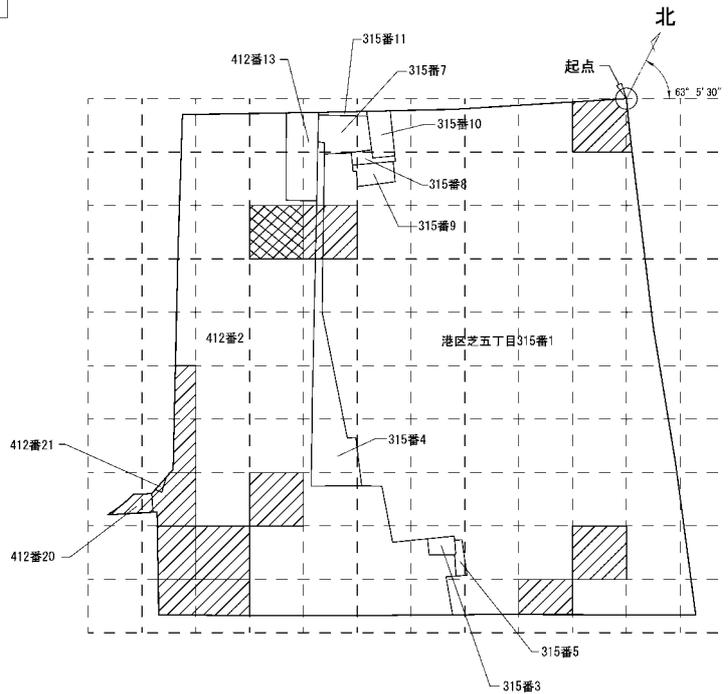
土壤汚染対策法 (平成十四年法律第五十三号) 第十一条
 第二項の規定により、令和三年東京都告示第百六十一号に
 より指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三
 項において準用する同法第六条第二項の規定により、次の
 とおり告示する。

令和三年五月十一日

東京都知事 小池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり (港区芝五丁目地

別図



【起 点】
 起点は、港区芝五丁目315番1の最北端とする。

【格子の回転角度(63度5分30秒)】
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた横並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【凡 例】
 — 敷地
 — 筆境界
 - - 単位区画
 ▨ 形質変更時要届出区域
 (令和3年東京都告示第161号により指定した区域)
 ▩ 指定を解除する区域

公 告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和三年五月十一日

東京都多摩建築指導事務所長

浅 井 勉

開発区域又は工区に含まれる地域の名称
 住所及び氏名

青梅市今井三丁目二十四番一 地
 青梅市藤橋二丁目九十三番

築地 良夫

東大和市芋窪四丁目千四百十 四番一
 東大和市桜が丘四丁目二百九十番地三

内野ハウジング有限公司
 代表取締役 内野 泰由

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第二項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見書の提出があつたので、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

令和三年五月十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名
 (仮称)いなげや東恋ヶ窪店

二 店舗所在地
 国分寺市東恋ヶ窪二丁目三十四番地一
 ほか

<p>三 設置者名 株式会社いなげや</p> <p>四 意見書 個人 住所 国分寺市在住</p> <p>ア 提出者及び住所 個人 住所 国分寺市在住</p> <p>イ 概要 新設届出書の添付書類の遮音壁の項目に「なし」とあるが、遮音壁を設置して欲しい。</p>	<p>一 店舗名 (仮称) いなげや東恋ヶ窪店</p> <p>二 店舗所在地 国分寺市東恋ヶ窪二丁目三十四番地一ほか</p> <p>三 設置者名 株式会社いなげや</p> <p>四 意見書 個人 住所 国分寺市在住</p> <p>ア 提出者及び住所 個人 住所 国分寺市在住</p> <p>イ 概要 屋上の駐車場の東側駐車スペース一列を削減し、コンクリート壁を西側へ一メートル以上セットバックすることを求める。</p> <p>ウ 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>三 設置者名 株式会社いなげや</p> <p>四 意見書 個人 住所 国分寺市在住</p> <p>ア 提出者及び住所 個人 住所 国分寺市在住</p> <p>イ 概要 計画した来退店経路は非現実的であり、指定経路以外の利用による近隣住民の住環境への悪化が危惧されるため、看板設置及び誘導員配置等の対策が不可欠と考える。特に、店舗南側に位置する孫の湯通りは小学校の通学路であり、下校時の車両交通量の増加が生じないような実効性のある対策を強く求める。</p> <p>ウ 収受日 令和三年三月十五日</p> <p>五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>六 縦覧期間 令和三年五月十一日から同年六月十一日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>
<p>五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>六 縦覧期間 令和三年五月十一日から同年六月十一日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>ウ 収受日 令和三年三月二十四日</p> <p>五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>六 縦覧期間 令和三年五月十一日から同年六月十一日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p>	<p>一 店舗名 (仮称) いなげや東恋ヶ窪店</p> <p>二 店舗所在地 国分寺市東恋ヶ窪二丁目三十四番地一ほか</p> <p>三 設置者名 株式会社いなげや</p> <p>四 意見書 個人 住所 国分寺市在住</p> <p>ア 提出者及び住所 個人 住所 国分寺市在住</p> <p>イ 概要 (ア) 屋上の駐車場の東側駐車スペース一列を削減し、コンクリート壁を西側へ一メートル以上セットバックすることを求める。 (イ) 南側に設けられる荷さばき施設の庇の出幅を長くすることを求める。 (ウ) 店舗東側に計画されている植栽は、隣接するマンシヨンの既存樹木の健全な生育に影響を与えない樹種及び配植とすることを求める。</p> <p>ウ 収受日 令和三年三月二十四日</p> <p>五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>六 縦覧期間 令和三年五月十一日から同年六月十一日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p>	<p>五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>六 縦覧期間 令和三年五月十一日から同年六月十一日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p> <p>ウ 収受日 令和三年三月二十二日</p> <p>五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>六 縦覧期間 令和三年五月十一日から同年六月十一日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>
<p>七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>一 店舗名 フレスポ府中</p> <p>二 店舗所在地 府中市西原町一丁目六番二号ほか</p> <p>三 設置者名 富士精密株式会社</p> <p>四 意見書 府中市長 意見なし</p> <p>ウ 収受日 令和三年四月十五日</p> <p>五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>六 縦覧期間 令和三年五月十一日から同年六月十一日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p>	<p>七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p> <p>大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。 令和三年五月十一日 東京都知事 小池 百合子</p>

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

